

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年11月18日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年11月29日から同年12月19日まで縦覧に供する。

令和6年11月22日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 夷横井地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
小田奈良須両池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 上所上地区	〃
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 井手上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中所地区	〃